

新型コロナウイルス感染症への対応方針について（改正その2）

令和2年3月26日

米沢市新型コロナウイルス感染症対策本部

〔趣旨〕

本市では、主催する事業や指定管理団体が実施するイベント等、小中学校、保育所及び社会福祉施設等について、「新型コロナウイルス感染症への対応方針について(令和2年3月2日市対策本部決定)」及び「新型コロナウイルス感染症への対応方針について(改正)(令和2年3月13日市対策本部決定)」により、方針を明確化したところである。

今般、3月19日に開催された国の専門家会議や3月20日に開催された国の対策本部会議の内容を踏まえ、本市における対応方針を下記のとおり改めるものである。

〔対応の基本方針〕

I 本市及び県内において感染者が確認されていない場合

1 市が主催する事業や指定管理団体が実施するイベント等について

(1) 本市では、イベント等の内容・規模等を勘案し、3月31日までを目安に中止又は延期の対応をしてきたところである。

3月19日開催の国の専門家会議では、「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」や「大規模イベント等の取扱い」、「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」について示され、本市のような感染状況が確認されていない地域では、「学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施する。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場では、感染を回避するため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。」などの対策が不可欠です。」とされたところである。

以上のことから、本市及び県内において感染者が発生していないこと、又地域経済への影響も考慮し、4月1日以降は中止又は延期の対応を緩和するものである。

ただし、イベント等を実施する場合には、県の「県主催イベント等の開催に関する基本方針」も参考にしながら、適切な感染防止対策を徹底することとし、イベント参加者の中から感染者が確認された場合、確実に濃厚接触者を追跡できるよう参加者の氏名や連絡先を把握する。

また、基礎疾患を有する方及び高齢者等を対象としたイベント等については、特に留意のうえ実施することとし、本市及び県内の感染状況等により中止又は延期の対応を見直すこととする。

本市では、大規模なイベント等として、NHKのど自慢を中止し、成人式、上杉まつりを延期しているが、今後においても不特定多数の者が参加するイベント（特に全国又は県外からの参加者を見込むイベント）等は当面の間、中止又は延期とする。

2 公共施設の利用制限について

市内の公共施設においては、小中学生及び高校生の利用の制限を3月31日までとしてきたが、本市及び県内において感染者が発生していない状況からこと、3月26日以降、小中学校の部活動が再開されることに伴い、市内公共施設の利用制限を3月26日をもって解除することとする。

また、利用休止していた施設においては準備が整ったところから順次再開するものとする。

ただし、これまで感染が確認された場に共通する「3つの条件が同時に重なる場」を避ける対策は不可欠とする。

3 小中学校における今後の対応について

「新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年3月24日付け教学第1619号）」のとおりとするが、概ね以下のとおりとする。

- (1) 学校再開は、令和2年度の入学式又は始業式の日からとし、学校再開に向けた学習活動や式準備等のための登校日設定は学校判断とする。
- (2) 感染防止対策については、「小・中学校における新型コロナウイルスの感染症対策について（通知）」に沿った感染防止対策を徹底する。特に、こまめに換気をする、児童生徒間の間隔をとる、近距離での会話を極力避けるなど、感染リスクを下げる配慮を行う。また、中学校における部活動は、感染防止対策を徹底して行う。ただし、当面の間、対外的な活動はしない。（活動再開は3月26日以降とする）
- (3) 未習の状況を校内や学校間で引き継ぎ、必要に応じて補うなど、学習に対する児童生徒の不安軽減に努める。また、児童生徒の健康状態を把握し、体調不良の場合には欠席を促すなどの対応をする。なお、朝の検温は保護者に依頼している。

II 本市又は県内において感染者が発生した場合

1 県内で感染者が発生した場合

感染者の居住地、行動歴及び濃厚接触者情報等を勘案し、3月6日に県が示し

た「新型コロナウイルス感染症が県内で確認された場合の市町村における対応について」で示された、

- ・外出自粛制限や所管施設の使用自粛の呼びかけ
- ・人が多く集う施設等に対する感染防止対策の実施要請
- ・地区の集会、イベント等の中止、延期、内容見直しの要請等について、具体的に県と調整し対応する。

2 本市内で感染者が発生した場合の対応について

本市が主催するイベント等の原則中止や公共施設の利用制限も含め、市民への正確且つ迅速な情報発信に努め、3月19日開催の国の専門家会議で示された「地域ごとの対応に関する基本的な考え方」なども参考にし、県や近隣自治体等と連携を図りながら感染拡大防止に必要な対策を講じていくものとする。

Ⅲ その他

1 経済対策について

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」によるセーフティーネット保証などの中小企業対策や雇用助成などの経済対策に合わせ、地域経済の動向に注視し、必要な対策を講じていく。

参考資料

- 1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（2020年3月19日）
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
- 2 県主催イベント等の開催に関する基本方針